

「南海トラフ地震に関する新たな防災対応」の考え方(案)

「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」のうち、「南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合」の情報が発表された場合に、各主体(県民・事業者等)が実施する防災対応の検討を進めるに当たり、必要な事項を以下に整理する。

I：地震防災対策の基本的考え方

- ・突然発生する地震への対応を推進することが、地震防災の基本であること
- ・現在の科学的知見を地震発生による被害を軽減するために最大限活用をしていくこと

II：新たな防災対応検討のポイント

1. 不確実な地震予測に基づく情報に対して、何らかの防災対応を行うことにより、以下に掲げる効果への寄与を目指すこと
 - 1) 地震発生時の人的、物的、経済的被害の軽減
 - 2) 地震発生後の救出・救助・復旧・復興の迅速な実施
2. 防災対応の内容・期間については、防災対応によって得られる被害の軽減効果と経済的損失など、社会的な受忍のバランスによって決めること
 - 1) 防災対応による効果と地震発生が不明な状況下で生じる県民・事業者等の負担及び経済的損失とのバランス
 - 2) BCPの一部事前実施による効果の早期発現
3. 南海トラフ沿いで発生する異常な現象の類型(ケース)による区別をせず、同程度の情報として取り扱うこと
4. 防災対応については、地域の脆弱性等を考慮したものとする

III：新たな防災対応の考え方(別表参照)

- ・警戒宣言時の防災対応を定めている区分ごとに関係者ヒアリングを行い、新たな防災対応の考え方について下表のとおり整理した。

1. 住民の安全確保(避難行動)

区分	対応行動	課題
津波浸水区域	地域等の脆弱性を考慮した事前避難	<ul style="list-style-type: none"> ・脆弱性の程度をどのように明示できるか ・事前に避難する場所に求められる安全性はどの程度か ・市町が避難勧告等を発令するための動機付けとなる情報等が示されることが求められる。
山がけ崩れの危険のある区域		

2. 要配慮者施設等の利用者の安全確保

区分	対応行動	課題
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として業務を継続する。 ・地域等の脆弱性を考慮した事前避難（施設内の安全な場所を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での安全な場所の確保 ・避難等を行う際は、地域等の協力が必要 ・津波浸水域等に居住する利用者への対応 ・発達障害等の場合、環境変化に敏感
医療機関		
幼稚園、 小中学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として授業等を継続する。 ・地域の脆弱性を考慮した対応（不急の学校行事の中止等） ・児童・生徒の引き渡し又は留め置き 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の対応は意見が分かれているが、社会的影響が大きいことから、より慎重な検討が必要 ・学校を含めた地域全体で、統一感のある対応を検討する必要 ・休校等の措置に対する保護者の理解 ・学校毎に異なった対応が必要か

3. 交通の安全確保

区分	対応行動	課題
道路交通	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者は原則として施設の利用制限は行わない ・利用者への情報発信 ・運輸事業者は原則として業務を継続する ・地域の脆弱性を考慮した対応（施設の利用制限、業務の中止等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水域内等での運行については、検討が必要
バス		
鉄道		
航空		
旅客船		

4. 事業所等の安全確保

区分	対応行動	課題
百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として業務を継続する。 ・地域の脆弱性等を考慮した業務の中止等 ・危険を伴う作業等で不急のものは延期する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業態に応じて異なる対応となることが想定される。
金融		
通信		

5. その他共通事項

対応行動	課題
<p><判断に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対応の判断を後押しする情報の発表・伝達 ・県民が適切な対応をとれるような広報の実施 <p><期間に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対応の受忍期間については、3日程度と考えられる ・社会的影響が少なく、長期間対応できるものについては継続する 	<p><判断に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等を出しやすいトリガの設定 ・不確実な地震予測に基づく情報の内容についての住民の理解促進 <p><期間に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業態等に応じて受忍期間が異なる ・対応を解除するタイミングの明示 ・対応を解除しても地震発生の可能性が無くなったわけではなく、引き続き地震に対する備えは必要

IV：新たな防災対応の考え方の整理

1. 原則として平時の生活を継続する。但し、脆弱性への配慮が必要である
2. 地震発生後の対応では明らかに身の安全を図れないことが想定される場合は、脆弱性に応じた防災対応を実施する必要がある
 - 1) 想定津波浸水域や山・崖崩れの影響が考えられる地域
 - 2) 避難行動要支援者や要配慮者
3. 防災対応の実施においては、受忍期間を考慮し、予め定めて対応する必要がある
4. 防災対応の実施の判断に資する情報の提供・伝達と、情報に対する理解の促進が必要である

V：今後の検討方針

1. 調査の推進
 - ・引き続き、事業所等へのヒアリングや県民・事業者等へのアンケート調査を行い、新たな防災対応に係る課題等についてより詳細に分析する。
2. ワーキンググループ等への情報提供及び連携
 - ・地方自治体では検討が困難、または、新たな防災対応としての方針決定が困難な課題については、国の防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応ワーキンググループ」へ情報提供し、国と連携して検討する。
 - ・他のモデル地区（高知県、中部経済圏）へも情報提供し、相互に連携した多角的な検討を進めていく。